

農作物共済及び園芸施設共済の概要

【農作物共済】

1 共済目的

水稻、陸稻、麦

2 共済事故

風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害

3 加入資格

- （１）水稻、陸稻及び麦の耕作面積の合計が、組合等が定める面積（10 a（北海道30 a）を下らない範囲で定める。）以上であり、かつ、組合等の区域内に住所を有すること
- （２）共済目的の種類ごとの耕作面積が、水稻20～40 a、陸稻・麦10～30 a（北海道は水稻・陸稻30～1 ha、麦40～1 ha）の範囲内で、都道府県知事が定める面積基準以上の農業者は当然に加入

4 引受方式

一筆方式（水稻、陸稻、麦）	耕地ごとに、支払開始損害割合（3割、4割又は5割）を超える減収があった場合に、共済金が支払われる方式
半相殺方式（水稻、麦）	農業者ごとに、減収があった耕地の減収量の合計が、支払開始損害割合（2割、3割又は4割）を超える場合に、共済金が支払われる方式
全相殺方式（水稻、麦）	農業者ごとに、支払開始損害割合（1割、2割又は3割）を超える減収があった場合に、共済金が支払われる方式
品質方式（水稻） 災害収入共済方式（麦）	農業者ごとに、減収又は品質の低下があり、生産金額が、農業者が選択した補償割合（9割、8割又は7割）を下回った場合に、共済金が支払われる方式

※ 1. 支払開始損害割合は、農業者が選択。

2. 水稻について、病虫害の防止が適正に行われる見込みがある地域として、農林水産大臣が指定した地域においては、病虫害を共済事故としない方式（水稻病虫害事故除外方式）を実施可能。

5 共済責任期間

① 水稻

本田移植期（直播の場合は発芽期）から収穫をするに至るまでの期間

② 陸稲・麦

発芽期（移植の場合は移植期）から収穫をするに至るまでの期間

6 共済金額

共済金額とは、共済事故による損害が発生したときに、組合等が支払う共済金の最高限度額であり、引受方式ごとに次式で設定

① 一筆方式

耕地ごと 基準収穫量の7割×単位(kg)当たり共済金額
(6割・5割)

$$\left[\begin{array}{ll} \text{支払開始損害割合3割を選択} \rightarrow \text{基準収穫量の7割} \\ (4割・5割) & (6割・5割) \end{array} \right]$$

② 半相殺方式

農業者ごと 基準収穫量の8割×単位(kg)当たり共済金額
(7割・6割)

$$\left[\begin{array}{ll} \text{支払開始損害割合2割を選択} \rightarrow \text{基準収穫量の8割} \\ (3割・4割) & (7割・6割) \end{array} \right]$$

③ 全相殺方式

農業者ごと 基準収穫量の9割×単位(kg)当たり共済金額
(8割・7割)

$$\left[\begin{array}{ll} \text{支払開始損害割合1割を選択} \rightarrow \text{基準収穫量の9割} \\ (2割・3割) & (8割・7割) \end{array} \right]$$

④ 品質方式及び災害収入共済方式

基準生産金額に組合等が定める最低割合（4～6割）を乗じて得た金額から、基準生産金額に農業者が選択した補償割合（9割、8割又は7割）を乗じて得た金額（最高補償額）の範囲内で、農業者が申し出た金額

$$\text{基準生産金額} \times 4 \sim 6 \text{ 割} \leq \boxed{\text{共済金額}} \leq \text{基準生産金額} \times 9 \text{ 割} \\ (8 \text{ 割} \cdot 7 \text{ 割})$$

- ※1. 単位当たり共済金額は、農林水産大臣が定める金額のうちから組合等が選択。ただし、組合等が複数の金額を選択し、そこから農業者が選択することも可。
2. 基準収穫量とは、組合等が耕地ごとに設定する平年収穫量。
3. 基準生産金額とは、組合等が農業者ごとに設定する平年的な生産金額。

7 共済掛金

農業者が組合等に支払う共済掛金は、共済金額に共済掛金率を乗じて算定

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

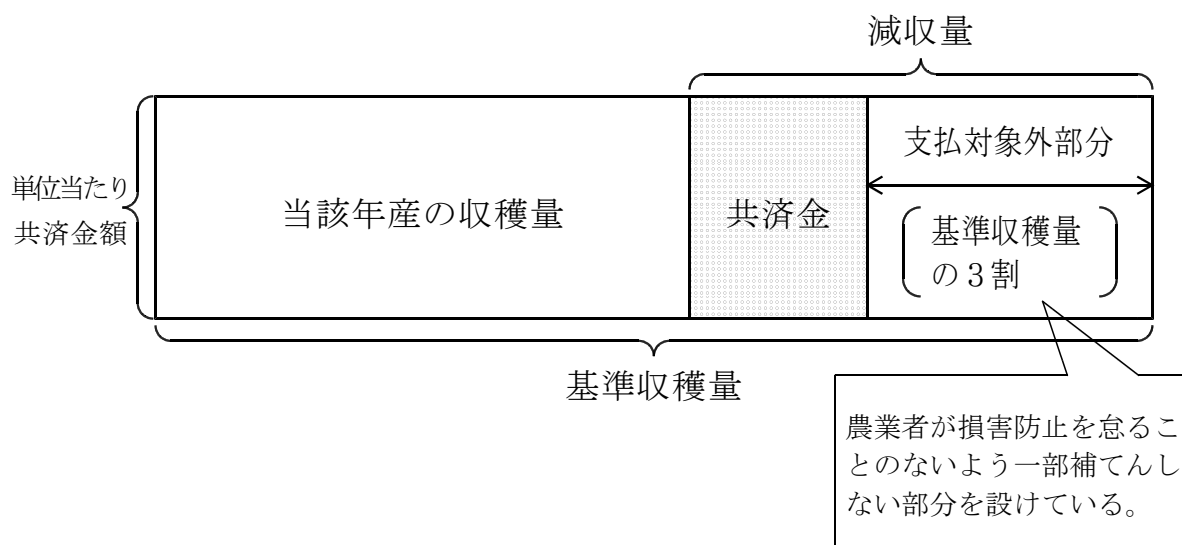
- ※ 1. 共済掛金率は、農林水産大臣が定める掛金率を下らない範囲で、組合等が設定。
2. 共済掛金には、水稻及び陸稻については50%、麦については、掛金率のうち3%までの部分は50%、3%を超える部分は55%の国庫負担。

8 共済金

① 一筆方式、半相殺方式及び全相殺方式

災害により支払開始損害割合を超える減収量となった場合に、減収量から支払対象外部分（基準収穫量×支払開始損害割合）を控除した部分について、共済金が支払われる。

支払開始損害割合が3割の場合



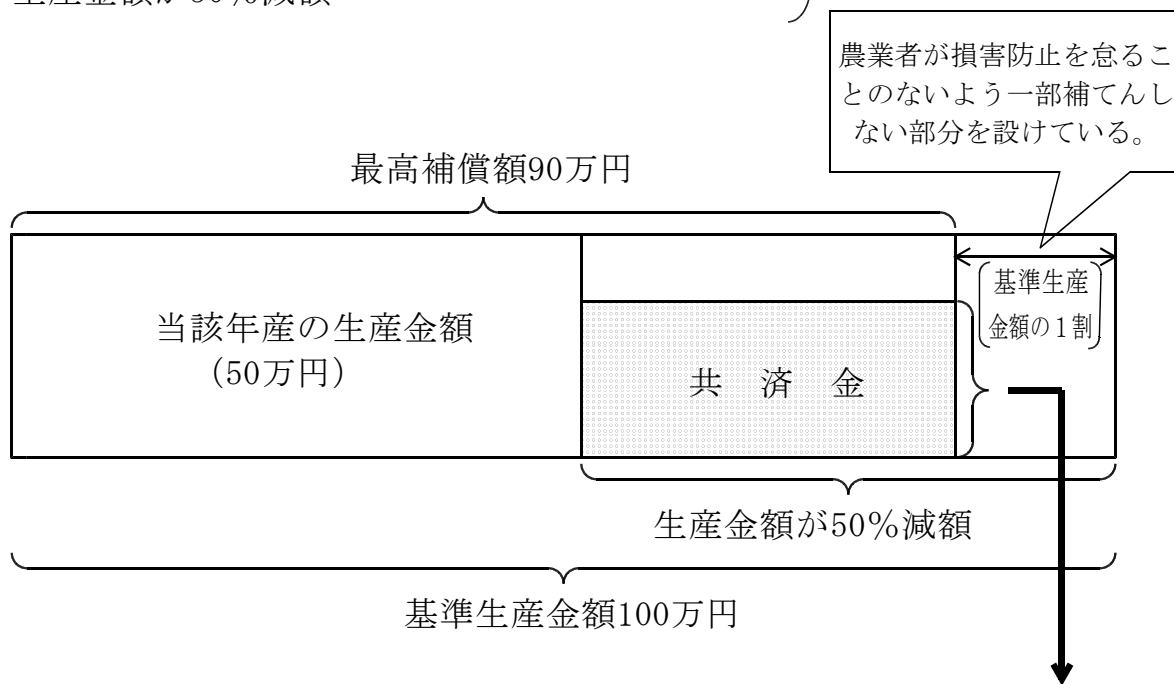
② 品質方式及び災害収入共済方式

災害により減収又は品質の低下があり、生産金額が最高補償額（基準生産金額×補償割合）を下回る場合に、次式で算定される共済金が支払われる。

$$\text{共済金} = (\text{最高補償額} - \text{生産金額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{最高補償額}}$$

補償割合が9割の場合

- ・ 最高補償額90万円（基準生産金額100万円）
 - ・ 共済金額70万円（農業者が選択）
 - ・ 生産金額が50%減額
- の場合



$$\text{共済金} = (90\text{万円} - 50\text{万円}) \times \frac{70\text{万円}}{90\text{万円}} = 31.1\text{万円}$$

9 事業実績（平成28年産）

（単位：戸、ha、円）

	引受戸数	共済掛金 (農家負担額)	引受面積	1戸当たり	共済掛金 (農家負担額)
		1戸当たり			10a当たり
農作物共済合計	1,411,241	6,790	1,717,954	1.2	558
水稻	1,369,427	3,193	1,448,508	1.1	302
陸稲	100	9,147	53	0.5	1,724
麦	41,714	124,861	269,394	6.5	1,933

（単位：戸、ha、円）

	被害戸数	共済金	被害面積	1戸当たり	共済金
		1戸当たり			10a当たり
農作物共済合計	60,557	339,146	137,650	2.3	14,920
水稻	35,764	67,560	12,305	0.3	19,636
陸稲	31	81,445	20	0.6	12,824
麦	24,762	731,723	125,325	5.1	14,458

（単位：百万円）

	総共済金額	共済掛金	農家負担額	共済金	再保険金
農作物共済合計	1,082,092	19,906	9,582	20,538	9,672
水稻	957,320	8,744	4,372	2,416	1.5
陸稲	14	1.8	0.9	2.5	1.2
麦	124,759	11,160	5,208	18,119	9,669

※ 共済金は速報値（平成29年11月現在）である。

【園芸施設共済】

1 共済目的

① 特定園芸施設

温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設

② 附帯施設

暖房施設、かん水施設等

③ 施設内農作物

※ 附帯施設及び施設内農作物は特定園芸施設と併せて加入する必要。

2 共済事故

風水害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

3 加入資格

設置面積（ガラス室は2倍換算）の合計が、組合等が定める面積（2～5 a の範囲内で定める。）以上の特定園芸施設を所有又は管理し、かつ、組合等の区域内に住所を有すること

※ 加入申込みは所有する特定園芸施設のすべてについて行う必要。

4 引受方式

- （1）引受は、特定園芸施設1棟ごとに行う。
- （2）設置面積や施設園芸の経験年数等についての基準を満たす農業者は、施設内農作物について病虫害を共済事故としないことができる。その場合、共済掛金が割り引かれる。
- （3）農業者は、特定園芸施設撤去費用及び園芸施設復旧費用を補償対象とすることができる。

※ 1. 特定園芸施設撤去費用とは、共済事故の発生に伴い特定園芸施設を撤去するのに要する費用。

2. 園芸施設復旧費用とは、共済事故の発生により損害があった特定園芸施設（被覆材を除く。）及び附帯施設の修復、再建に要する費用の一部。

5 共済責任期間

原則として組合等が共済掛金の支払を受けた日の翌日から1年間

6 共済金額

特定園芸施設1棟ごとに、共済価額に組合等が定める最低割合（4～6割）を乗じて得た金額から、共済価額に8割を乗じて得た金額の範囲内で、農業者が申し出た金額

$$\text{共済価額} \times 4 \sim 6 \text{ 割} \leq \boxed{\text{共済金額}} \leq \text{共済価額} \times 8 \text{ 割}$$

※ 共済価額とは、共済の対象となっているものの評価額（経済的価値）であり、組合等が設定。

7 共済掛金

農業者が組合等に支払う共済掛金は、共済金額に共済掛金率を乗じて算定

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

- ※ 1. 共済掛金率は、農林水産大臣が定める掛金率を下らない範囲で、組合等が設定。
2. 共済掛金には、50%の国庫負担（農業者ごと共済金額8千万円が限度）。なお、園芸施設復旧費用額に係る共済掛金は、全て農家負担。

8 共済金

特定園芸施設 1 棟ごとに、損害額が共済価額の 1 割又は 3 万円のいずれかを超える場合に、次式で算定される共済金が支払われる。

$$\text{共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

損害額は次式により算出

$$\text{損害額} = (A + B + C) - D$$

A：特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物の被害額の合計

B：特定園芸施設撤去費用額

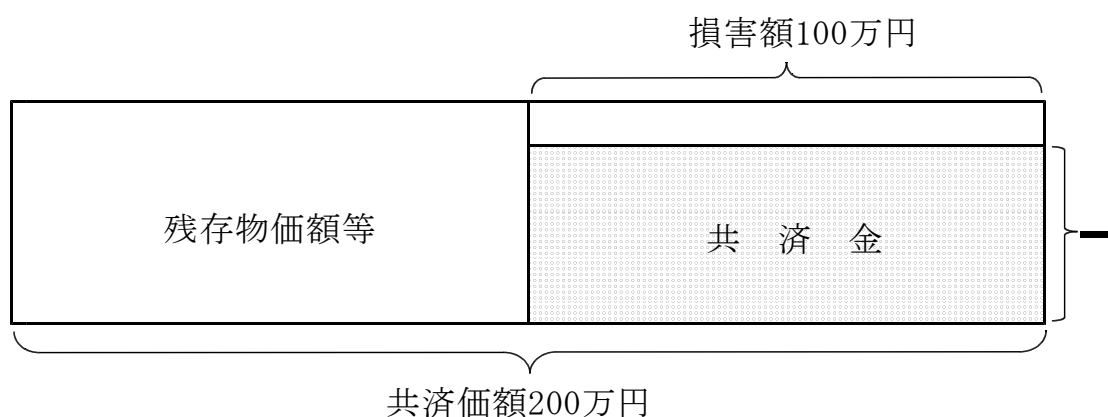
C：園芸施設復旧費用額

D：残存物価額・賠償金等

※ 特定園芸施設撤去費用の損害額は、撤去に要した費用が100万円を超えるとき又は特定園芸施設本体の損害割合が50%（ガラス室は35%）を超えるときいずれかに該当する場合に加算。

$\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$ が 8 割の場合

（
・ 共済価額200万円
・ 共済金額160万円（農業者が選択）
・ 損害額100万円
） の場合



$$\text{共済金} = 100\text{万円} \times \frac{160\text{万円}}{200\text{万円}} = 80\text{万円}$$

9 施設区分

施設区分	区分の標準	
ガラス室 Ⅰ類 (木造)	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が木により造られている施設	
ガラス室 Ⅱ類 (鉄骨)	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設	
プラスチックハウス Ⅰ類 (木竹)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が木又は竹により造られている施設	
プラスチックハウス Ⅱ類 (パイプ)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分がパイプにより造られている施設	
プラスチックハウス Ⅲ類 (鉄骨下)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又は鋼材及びパイプにより造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類甲及びプラスチックハウスⅣ類乙以外のもの	
プラスチックハウス Ⅳ類甲 (鉄骨中・軟)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数 1.31cm^3 以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類乙及びプラスチックハウスⅤ類以外のもの	
プラスチックハウス Ⅳ類乙 (鉄骨中・硬)	主としてプラスチックフィルム（耐風速 50m/s （ただし、過去の最大瞬間風速が 50m/s 未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。）以上又は耐雪荷重 $50\text{kg}/\text{m}^2$ 以上の強度を有する施設以外の施設にあっては、硬質フィルムに限る。）が被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数 1.31cm^3 以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅤ類以外のもの	
プラスチックハウス Ⅴ類 (鉄骨上)	次のいずれかに該当する施設 (1) 屋根及び外壁の主要部分が合成樹脂板により造られている施設 (2) 屋根及び外壁の主要部分がプラスチックフィルム（ビス止めされた硬質フィルムに限る。）により造られている施設のうち、耐風速 50m/s （ただし、過去の最大瞬間風速が 50m/s 未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。）以上又は耐雪荷重 $50\text{kg}/\text{m}^2$ 以上の強度を有するもの	
プラスチックハウス Ⅵ類 (雨よけ等)	次のいずれかに該当する施設 (1) 主として屋根面のみがプラスチックフィルムにより被覆されている施設 (2) その全体又は主として屋根面のみが通気性を有する被覆材（寒冷紗、ネット等）により被覆されている施設のうちプラスチックハウスⅦ類以外のもの	
プラスチックハウス Ⅶ類 (多目的ネットハウス)	その全体が通気性を有する被覆材により被覆され、かつ、骨格の主要部分（隅柱、周囲柱及び中つり柱）が鋼材、アルミ材又はコンクリートにより造られており、鋼線により接続されている施設	

10 事業実績（平成28年度）

（単位：戸、棟、円）

		引受戸数	共済掛金 (農家負担額)	引受棟数	1戸当たり	共済掛金 (農家負担額)
			1戸当たり			1棟当たり
園芸施設共済合計		198,518	16,147	601,234	3.0	5,332
ガラス室	I類（木造）	78	4,334	226	2.9	1,496
	II類（鉄骨）	4,531	12,581	11,294	2.5	5,047
プラスチックハウス	I類（木竹）	724	17,983	1,055	1.5	12,341
	II類（パイプ）	137,995	12,808	464,045	3.4	3,809
	III類（鉄骨下）	24,517	29,297	42,108	1.7	17,058
	IV類甲（鉄骨中・軟）	14,099	24,418	23,432	1.7	14,692
	IV類乙（鉄骨中・硬）	6,110	21,626	9,548	1.6	13,839
	V類（鉄骨上）	3,313	15,285	5,323	1.6	9,513
	VI類（雨よけ等）	6,247	18,201	42,165	6.7	2,697
	VII類（多目的ネットハウス）	904	9,613	2,038	2.3	4,264

（単位：戸、棟、円）

		被害戸数	共済金	被害棟数	1戸当たり	共済金
			1戸当たり			1棟当たり
園芸施設共済合計		18,890	168,721	29,544	1.6	107,878
ガラス室	I類（木造）	2	131,112	3	1.5	87,408
	II類（鉄骨）	385	231,200	437	1.1	203,689
プラスチックハウス	I類（木竹）	55	196,559	57	1.0	189,662
	II類（パイプ）	13,334	147,135	22,571	1.7	86,921
	III類（鉄骨下）	2,832	245,925	3,459	1.2	201,347
	IV類甲（鉄骨中・軟）	1,296	183,985	1,505	1.2	158,435
	IV類乙（鉄骨中・硬）	285	221,960	309	1.1	204,720
	V類（鉄骨上）	230	249,040	301	1.3	190,296
	VI類（雨よけ等）	363	153,057	771	2.1	72,062
	VII類（多目的ネットハウス）	108	131,193	131	1.2	108,159

(単位：百万円)

		総共済金額	共済掛金	農家負担額	共済金	再保険金
園芸施設共済合計		611,841	6,288	3,206	3,187	433
ガラス室	I 類（木造）	288	0.7	0.3	0.3	—
	II 類（鉄骨）	71,771	107	57	89	3.4
プラスチックハウス	I 類（木竹）	2,963	26	13	11	0.1
	II 類（パイプ）	179,538	3,487	1,767	1,962	379
	III 類（鉄骨下）	157,972	1,405	718	696	33
	IV 類甲（鉄骨中・軟）	94,606	673	344	238	5.9
	IV 類乙（鉄骨中・硬）	62,890	251	132	63	0.03
	V 類（鉄骨上）	26,093	95	51	57	3.5
	VI 類（雨よけ等）	13,780	227	114	56	5.9
	VII 類（多目的ネットハウス）	1,940	17	9	14	2.3

※ 共済金は速報値（平成29年11月現在）である。